

15. 02

パリ条約又はパリ条約の例による優先期間

1. 優先期間（優先権主張のできる期間）は、正規の第一国への最初の出願の日から第二国への出願の日までの期間であり、意匠登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合の優先期間は6か月である（パリ条約4条C(1)）。また、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合の優先期間も6か月である（パリ条約4条E(1)）。
2. 上記の期間は、最初の出願の日から開始し、出願の日は期間に算入しない（パリ条約4条C(2)）。
3. 期間の最後の日が、第二国において法定の休日であるか、又は特許庁が意匠登録出願を受理するために開かれていない日である場合には、その日の後の最初の就業日まで延長される（パリ条約4条C(3)）。（→意68条1項[準]特3条2項、行政機関の休日に関する法律2条）